

豊北教育支所管内施設産業廃棄物収集運搬業務仕様書

1. 業務内容

豊北教育支所管内小学校、中学校、公民館及び豊北生涯学習センターから
排出される産業廃棄物の収集運搬業務

2. 委託期間

令和7年4月15日から令和8年3月31日まで

3. 業務場所

豊北教育支所管内小学校 1校

豊北小学校

豊北教育支所管内中学校 1校

豊北中学校

豊北教育支所管内公民館 6館

神玉公民館・角島公民館・阿川公民館・粟野公民館

滝部公民館・田耕公民館

豊北生涯学習センター 1館

4. 廃棄物種別

◎廃プラスチック（軟質）

（年間収集量 700 kg 年 24 回収集）

第1、第3火曜日を基本に収集すること。（月2回）

ただし、4月については、第3、第4火曜日とする。

◎廃プラスチック（硬質）

（年間収集量 500 kg 年 24 回収集）

第1、第3火曜日を基本に収集すること。（月2回）

ただし、4月については、第3、第4火曜日とする。

◎缶

（年間収集量 350 kg 年 12 回収集）

第4水曜日を基本に収集すること。（月1回）

◎ビン・ガラスくず・陶磁器くず

(年間収集量 200 kg 年 12 回収集)

第 4 水曜日に収集すること。(月 1 回)

◎がれき類 (コンクリート殻・煉瓦破片等)

(年間収集量 100 kg 年 12 回収集)

第 4 水曜日に収集すること。(月 1 回)

5. 業務を第三者に再委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。
6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) の規定及び別紙 2, 3, 4 の内容を遵守すること。
7. ごみの搬入先は、下関市長府扇町 10 番 20 号 (有)ヒロモト) とする。
8. 廃棄物の重さを搬入毎時に記録し、搬入施設が発行する搬入伝票等 (搬入先、搬入年月日、搬入時間、廃棄物の区分、重量、料金等が記載されたもの) と共に毎月豊北教育支所に報告書を提出すること。